

2019年度持家住宅建設等補助金

上山市に居住されている又は新たに上山市に住所を移し住まわれる方で、居住するために住宅を建設又は取得する方に対し、費用の一部を補助します。

最大 **190万円** を補助します
(上山市在住の方は最大180万円)

補助対象条件 ▼下記1～4を全て満たす方(1は①②③いずれかに該当)

- ① 市内に住所を有する方又は市外に転出して1年未満の方で、住宅を建設又は建売住宅を取得し、A・Bいずれかに該当する方
 - A 平成13年4月2日以降に出生した子供と同居する方
 - B 上山市みはらしの丘地内市保有地を購入し、住宅を建設する方
- ② 本市以外に1年以上住所を有する方で、住宅を建設又は建売住宅を取得する方
- ③ 中古住宅(マンション及び二親等以内の親族からの取得を除きます。)を取得する方
- 2 補助金申請時に所有権の登記、移転登記、転入届、転居届を行っていない方
- 3 2020年3月末日までに住所の異動と建物の保存登記・移転登記を完了し完了届を提出できる方
- 4 市税等の滞納が無い方

補助内容 ※予算がなくなり次第終了となります。

●住宅建設・建売住宅取得

[基本額]

対象となる事業	補助金の額
本市以外に1年以上住所を有する方が住宅を建設又は建売住宅を取得する場合	20万円
市内に住所を有する方又は市外に転出して1年未満の方が住宅を建設又は建売住宅を取得する場合	10万円

[加算額]

加算要件	補助金の額
平成13年4月2日以降に出生した子供を含む三世代で同居する場合	10万円
平成13年4月2日以降に出生した子供がいる場合	1人につき10万円 (上限30万円)
上山市みはらしの丘地内市保有地を購入し住宅を建設する場合	120万円
市内業者を利用して住宅を建設する場合	10万円

●中古住宅取得

上山市空き家バンク等で取得する場合 取得額の20%上限70万円を補助

取得額の20%の額と、基本額+加算額を比較し、小さい額が補助額となります。

上記以外の中古住宅を取得する場合 取得額の10%上限60万円を補助

取得額の10%の額と、基本額+加算額を比較し、小さい額が補助額となります。

その他住宅関連支援事業

【危険空家解体事業】解体事業費(税抜)の40%上限70万円を補助

上山市内にある現在利用していない危険空家の解体工事を実施される方に、費用の一部を補助します。4月5日(金)より事前調査の受付を開始します。

【木造住宅耐震診断士派遣事業】耐震診断費の90%を補助

昭和56年5月以前に着工された2階建て以下の木造住宅の耐震診断を行う方に対し、耐震診断士を派遣します。4月8日(月)より先着順で事前受付を開始します。

子育て世帯の上下水道料金の補助(持家住宅関連)

持家住宅建設等補助金を利用して住宅を取得または建設した方の上下水道料金を補助します。

補助対象条件 以下の全てに該当する方

- 1 平成27年度以降上山市持家住宅建設等補助金を利用して住宅を取得または建設された方
- 2 上記1により取得又は建設した住宅の所在地に住民登録をする方
- 3 同居する中学生以下の子供を養育している方

補助内容 上下水道料金の2分の1を補助します。(最長60月)

上記の他に①下水道未整備区域における浄化槽設置補助 ②排水設備設置改造資金融資における利子補給制度があります。条件等がありますので、詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 上山市役所 電話 023-672-1111

建設課建築・住宅係(持家補助等)・上下水道課管理係(上下水道料金)
/下水道経営係(浄化槽設置補助等)